

厚生労働大臣の定める掲示事項（施設基準）

【基本診療料の施設基準等に係る届出】

【特掲診療料の施設基準等に係る届出】

一般病棟入院基本料（地域一般入院料1）	外来腫瘍化学療法診療料2
療養病棟入院基本料入院料1 （看護補助体制充実加算3・経腸栄養管理加算）	ニコチン依存症管理料
救急医療管理加算	がん治療連携指導料
診療録管理体制加算2	肝炎インターフェロン治療計画料
医師事務作業補助体制加算1（50対1）	薬剤管理指導料
看護補助加算（看護補助加算1）	在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料
重症者等療養環境特別加算	検体検査管理加算（Ⅱ）
療養病棟療養環境加算1	CT撮影及びMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）
医療安全対策加算2（医療安全対策地域連携加算2）	無菌製剤処理料
感染対策向上加算3（連携強化加算・サーベイランス強化加算）	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
後発医薬品使用体制加算2	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
データ提出加算（データ提出加算4）	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
入退院支援加算（入退院支援加算1・入院時支援加算あり）	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
認知症ケア加算（加算3）	輸血管理料Ⅱ
地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア入院医療管理料1 （地域包括ケア医療管理料1・看護職員配置加算）	二次性骨折予防継続管理料1
看護職員処遇改善評価料2.5	二次性骨折予防継続管理料2
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） （入院ベースアップ評価料2.2）	二次性骨折予防継続管理料3
	がん患者指導管理料イ
	がん患者指導管理料ロ

入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。当院は入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理下に適時適温で提供しております。

（朝食8：00・昼食12：00・夕食18：00以降）

3階病棟（地域一般入院料と地域包括ケア入院医療管理料）は日勤と夜勤あわせて入院患者13人に対して、1人以上の看護職員を配置しております。

2階病棟（療養病棟入院基本料）は日勤と夜勤あわせて入院患者20人に対して、1人以上の看護職員を配置しております。